

西宮市墓地条例施行規則に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市墓地条例施行規則(平成3年西宮規則第54号。以下「規則」という。)第3条第3項第2号に定める1墓所1基の例外として、「市長が特に認める場合」の基準を定めるものである。

(例外を認める場合の基準)

第2条 次の各号の何れにも該当し、西宮市墓地条例(平成3年西宮条例第35号。以下「条例」という。)第9条の3第3項の要件に該当すると認められるものにあつては、1墓所1基の例外として、条例及び規則の定めるところにより、工作物の設置を許可できるものとする。

(1) 既に建立されている墓石について、絶家(旧民法(明治31年法律第9号)第764条の絶家をいう。)になっているなど、新たな墓石建立に相当の理由があること。

(2) 墓所の中において巻石等境界を設けないこと。

2 前項の場合にあつても、1墓所1基は使用者の親族間の争い等を未然に防ぐために有効であることから、別途定める申出書の提出を求めるものとする。

(補則)

第3条 規則施行前に許可を受けた墓所についても、1墓所1基等の条件を付し募集を行ったものについては、前条の規定に準じて取り扱うものとする。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から実施する。